

入札説明書

- 1 公告日
令和6年11月18日
- 2 入札事項 : 溶接・板金塗装科訓練用備品（ナップ溶接トレーニング）
売買契約
(1) 契約方法 一般競争入札（契約書案は別紙のとおり）
(2) 内容 別紙「仕様書」による
- 3 入札方法等
(1) 入札書は、県が定める様式（様式56号その1）を使用すること。
(2) 入札書は、書面により直接持参して提出すること。
(3) 入札の方法
ア 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札保証金の納付に係る確認を受けること。
イ 入札参加者は、入札執行に先立ち、一般競争入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。
ウ 代理人が入札をする場合は、本人の委任状（別紙様式）を持参すること。
エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 応札機器に関する事項
本入札に参加しようとする者は、応札明細書を「一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）」に添えて提出しなければならない。
応札明細書の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札明細書を提出した者に限り、本入札の参加資格を認める。なお、応札明細書に関し、県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 5 入札保証金に関する事項
本入札に参加しようとする者は、「沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県財務規則第12号）」第100条の規定により、見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる時は、その全部又は一部の納付を免除することができる。
(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体とこの

入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

6 入札執行の日時及び場所

日時：令和6年12月4日（水） 午後2時

場所：沖縄県立浦添職業能力開発校 管理棟1階 多目的教室

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 談合又はその他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札（入札保証金説明参照）

8 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
なお、最低価格で入札した者が2人以上いる場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (2) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行い、入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

9 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、一般競争入札参加資格確認申請書に用いた印鑑を持参すること。代理人が入札を行う場合は、委任状の「代理人使用印鑑」を持参すること。
- (2) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印では訂正できない。
- (3) 入札は最大で3回行うため、入札書はあらかじめ複写して持参すること。

10 契約保証金

本契約の締結にあたっては、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき。

11 その他留意事項

- (1) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。なお、提出された書類等は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された書類等は公開しない。
- (4) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。